

栃木県子ども総合科学館マスコットキャラクター「未来くん」のデザイン使用に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県子ども総合科学館マスコットキャラクター「未来くん」のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 デザインは、「未来くんデザイン利用マニュアル」のポーズ集のものとする。

(使用の届出)

第3条 デザインを使用する場合は、あらかじめデザイン使用（内容変更）届出書（別紙1）を栃木県生活文化スポーツ部次長兼県民協働推進課長（以下「県民協働推進課長」という。）に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が、営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 栃木県子ども総合科学館指定管理者が使用する場合
- (3) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合

2 県民協働推進課長は、前項の届出があった場合において、その使用目的、使用方法等が次のいずれかに該当する場合は、使用しないよう求めるものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人または団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益を上げるために使用されるおそれのある場合
- (4) マスコットキャラクターとしてのイメージや品格をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他デザインの使用について不適当と県民協働推進課長が認めた場合

(デザインの使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインを使用する場合は、届出を行った用途にのみ使用し、県民協働推進課長が指示する使用条件を遵守しなければならない。

(見本品等の提出)

第6条 デザインを使用する者は、見本品等を速やかに県民協働推進課長に提出しなければならない。ただし、立体物及び提出困難なものについては、その写真を提出すること。

なお、写真は、見本品の全体及びデザインの使用状況が分かるものの2種類を提出するものとする。

（届出内容の変更）

第7条 デザインを使用する者がすでに提出した届出の内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用（内容変更）届出書に変更する事項を記載し県民協働推進課長に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合は、第3条第2項の規定を準用する。

（使用期間）

第8条 デザインの使用期間は、届出書に記載の使用期間とする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月28日から適用する。